

## バイク月極駐車場ご利用規定(同意書)

1. 利用料は前払いとし、支払方法は口座振替またはクレジットカード決済を原則とする。契約者は当社指定の手続きを速やかに完了するものとし、手続きが完了しない場合、当社は契約の締結または継続を認めないことができる。当社が認めた場合のみ銀行振込を認めるが、振込手数料は契約者の負担とする。口座振替またはカード決済が不能となった場合、契約者は当社指定の期日までに支払うものとし、支払いが確認できない場合、当社は駐車場の出入制限、契約解除その他必要な措置を講じる。契約は利用料の支払いが正常に完了した場合に限り更新される。
2. 利用料の支払いが確認できない場合、当社は契約車両の出入りを制限するため、以下の措置を講じることができる。なお、出入制限期間中も利用料は通常通り発生する。  
(ア) セキュリティ管理施設内の区画: 出入管理システムの停止  
(イ) 屋外の区画: 契約車両への警告書の貼付、および書面による速やかな利用停止通知
3. 契約者は、第三者に本契約の対象となる駐車区画を転貸するなどして利用させてはならず、また本契約に基づく地位を第三者に譲渡・移転することができない。第三者への転貸、供用、地位の譲渡等が発覚した場合、当社は直ちに本契約を解除することができるものとする。
4. 当社は、本契約の締結時および本契約期間中、契約者の住所・氏名、同一性、連絡先、駐車車両の所有関係、使用者等を確認するため、契約者に運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民票の写しその他の本人確認書類、並びに、駐車車両の登録事項証明書、検査事項証明書、自賠責保険証券その他の車両特定資料の原本または写しの提示・提出を求めることができるものとする。
5. 契約者が本契約に基づく支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から完済に至るまで、未払金額に対し年 14.6%の割合による遅延損害金を課す。また、口座振替またはクレジットカード決済が不能となった場合、再請求事務手数料(実費相当額)として1回につき1,100円(税込)を請求する。その他、督促や現地対応に要した費用(郵送費、事務手数料、現地対応費用等)はすべて契約者の負担とする。
6. 利用料の未払いが発生した場合、当社は電話、書面、電子メール、SMS等により催告を行う。未払金の合計が利用料の2ヶ月分以上となり、催告後も支払いが確認できない場合、当社は、催告に示した期限をもって契約を解除する。契約終了後、当社が指定する期間内に契約車両の引取りが行われない場合、または住所不明等により連絡が取れない場合、当社は、契約者が契約車両の所有権を当社に対して放棄または譲渡したものとみなし、適切な方法により契約車両を移動・処分(撤去・売却・廃棄等)できるものとし、その手続きに要した費用(裁判・弁護士費用、レッカー代、残置物処分費用等)および撤去までの保管料(日割計算)はすべて契約者の負担とする。
7. 契約者が契約を解約する場合は、解約日の1ヶ月前までに下記へ通知するものとする。  
解約受付: 0120-86-8585(日曜・祭日・年末年始・夏期休業は受付不可)  
解約日は解約通知を受付した日から1ヶ月後(翌月の同日。翌月に同日がない場合は翌月末日)とし、当該解約日をもって契約終了とする。解約月における利用料は、当社の定める計算方法により解約日までの日割り精算を行うものとし、過払い分がある場合は契約者に返金する。ただし、返金に伴う振込手数料その他一切の手数料は契約者の負担とし、返金金額から差し引くものとする。
8. 当社は施設管理上その他必要がある場合、契約者に事前通知のうえ駐車場所(区画)を変更できる。契約者が正当な理由なく応じない場合または住所不明等により連絡が取れない場合には、当社は契約車両を移動・レッカー移動できるものとし、その費用は契約者の負担とする。移動に伴う損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き責任を負わない。

9. 住所、氏名、連絡先その他の届出事項に変更が生じた場合、または 1 ヶ月以上不在にする場合は、直ちに当社へ届け出なければならない。届出を怠ったことにより当社からの通知や書類が延着・不到達となった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなす。ただし、書類が返送された場合、当社は速やかに緊急連絡先への通知または現地への警告書貼付を行い、契約解除等の意思表示の到達に努めるものとする。
10. 当社は施設管理上、必要がある場合は本規約を変更できる。変更内容は書面、電子メール、WEB サイト掲載等の方法により事前に通知し、通知後に契約者が継続利用した場合は変更内容に同意したものとみなす。
11. 当社は駐車スペースを提供するものであり、契約車両(ヘルメットや積載物等を含む)の保管、管理または監視の責任を負わない。盗難、紛失、破損、火災、自然災害、または利用者間のトラブル等により生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き責任を負わない。
12. 契約者の契約車両、利用方法、または油漏れ等により、当社、施設所有者(東京メトロ株式会社等)または第三者に損害が生じた場合、契約者はその一切を賠償するものとする。特に鉄道関連施設において、契約者の行為(敷地内立ち入り、火気使用、運行に影響を及ぼすトラブル等)に起因して列車運行の遅延や支障が発生した場合、契約者はこれに伴う損害を賠償しなければならない。当社が第三者に賠償した場合は、契約者にその全額を求償できる。
13. 契約者は、自己または関係者が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し保証する。契約後に反社会的勢力であることが判明した場合、当社は催告なく直ちに契約を解除できる。この場合、契約者に損害が生じても当社は一切責任を負わず、当社に損害が発生した場合は契約者がその全額を賠償する。
14. 契約者は、本人と連絡が取れない場合に備え、緊急連絡先を 1 名以上届け出るものとする。当社は必要に応じて当該緊急連絡先へ連絡できるものとし、これに伴う損害について当社は責任を負わない。
15. 当社は、契約締結後であっても必要と判断した場合、保証金の預託を求めることができる。期限までに保証金の預託に応じない場合、当社は契約を解除できる。保証金は未払い利用料や撤去費用等に充当し、残額がある場合のみ契約終了後に返還する。なお、保証金返還の際、契約者は必ずお預かり時の「預り証」を提示するものとする。
16. 本契約に関して紛争が生じた場合は、当社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
17. 盗難防止アラーム・ブザー付きロック等の誤作動により警報音が鳴り響き、近隣迷惑となる行為を禁止する。万が一、長時間の鳴り響き等により緊急を要する場合、当社は契約者への事前通知なく当該ロックを切断・強制解除できるものとし、その際の機器の破損や損害について当社は一切の責任を負わない。
18. 契約者は、「バイク・パーキングをご利用されるお客様へ(ご利用案内)」に記載された現地利用ルール、および騒音・迷惑行為の禁止条項を厳重に遵守するものとする。これらに違反し、近隣住民や当社からの改善指導に従わない場合、当社は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できる。

上記の規定内容に同意いたします。 20 年 月 日

賃借人氏名: \_\_\_\_\_ 印